

## 現指定管理者業務内容等一覧

⑤

現指定管理者が行っている業務内容となっておりますので、参考資料としてご確認ください。

### (1) 建物総合管理・舞台管理業務

- ① 舞台運営・管理点検業務
- ② 環境衛生管理業務
- ③ 設備点検・管理業務
- ④ 設備運転監視業務
- ⑤ 設備遠方監視業務
- ⑥ 警備業務
- ⑦ 清掃等業務
- ⑧ 各種設備の保守管理年間予定表（例）
- ⑨ 清掃作業基準表（例）
- ⑩ 和光市民文化センター法定点検及び定期保守点検年間計画表（例）

### (2) 施設受付管理・イベントホールサービス業務

- (3) 舞台装置保守点検業務
- (4) 舞台音響設備保守点検業務
- (5) 舞台照明設備保守点検業務
- (6) クセノンピンスポット保守点検業務
- (7) 自動制御機器保守点検業務
- (8) 昇降機保守点検業務
- (9) オーケストラピット可動床システム保守点検業務
- (10) 消防用設備等点検業務
- (11) 排煙窓保守点検業務
- (12) 衛生陶器保守点検
- (13) 窓ガラス清掃業務
- (14) ピアノ（ベーゼンドルファー）保守点検業務
- (15) ピアノ（スタインウェイ）保守点検業務
- (16) ピアノ（ヤマハ）保守点検業務
- (17) 害虫駆除及び殺菌消毒業務
- (18) 一般廃棄物収集処理業務

## <参考>

### その他

#### (1) 法定検査（例）

- ① 建築設備定期検査（建築基準法第12条）
- ② 特殊建築物定期検査（建築基準法第12条、吊り天井目視点検を含む）
- ③ 防火設備定期検査（建築基準法第12条）
- ④ 簡易専用水道定期検査（水道法第34条の2）
- ⑤ 連結送水管耐圧検査（消防法第17条）

※その他法令による

#### (2) 契約（例）

- ① 施設予約システムの利用（施設予約管理、施設空き状況の公開等）
- ② チケット販売システムの利用（窓口・web販売、コンビニ発券、決済・収納代行等）
- ③ 和光市内民間施設におけるチケット販売所の開設、運営
- ④ NHK受信料（楽屋等設置モニター11台）
- ⑤ 電気、ガス、上下水道（現行は和光市契約先との契約）
- ⑥ 電話、インターネット回線、HP制作・公開、プロバイダー、セキュリティ対策等
- ⑦ 損害保険（建物、盗難、自動車）
- ⑧ カーペット等清掃業務
- ⑨ 無線局免許、電波利用料
- ⑩ 広報誌作成、新聞折込、広告（駅構内デジタルサイネージ、市内掲示板）等

※その他必要に応じて契約

## 建物総合管理・舞台運営管理業務

### 1 施設の概要

和光市民文化センター

埼玉県和光市広沢1番5号

① 敷地面積 13,035.35㎡

#### ② 建築概要

構 造 SRC工法(鉄骨、鉄筋コンクリート工法)

規 模 地上2階地下2階建

建築面積 3,881.03㎡

延床面積 8,502.88㎡(展示室580.29㎡含む)

### 2 業務期間

4月1日～翌年3月31日

### 3 開館時間

原則午前9時～午後10時(ただし、特別な利用がある場合はこの限りでない。)

### 4 休館日

原則年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)、保守・点検日(ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。)

### 5 業務内容

(1) 舞台運営・管理点検業務

(2) 環境衛生管理業務

(3) 設備点検・管理業務、設備運転監視業務、遠方監視業務

(4) 警備業務

(5) 清掃業務(給排気口・高所電球清掃含む。)

上記各業務については、別記のとおり。

### 6 共通事項

#### (1) 規律の維持等

① 上記業務に従事する者(以下「業務員」という。)の教育指導に万全を期するとともに、風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

② 業務上知り得たことについて、他に漏らしてはならない。また、当該職を退いた後も同様とする。

③ 業務員に対する適正な労務管理を行うこと。

#### (2) 和光市民文化センター施設の開錠及び施錠

和光市庁舎行政棟への機械警備解除報告及び鍵の受け渡しを行うこと。なお、鍵の受け渡しを行う業務員を指定したときは、速やかに報告すること。変更するときも同様とする。

#### (3) 連絡体制等

① 業務員の中から連絡担当者を指定し、連絡担当者は関係者と常時連絡調整を行うこと。また、業務員からの報告等をまとめ、報告すること。ただし、業務日に1人配置することとし、業務日及び業務時間で交替することを認めるものとする。

- ② 緊急時連絡体制を整備し、事故や災害等の緊急事態が発生した場合は、必要な措置を講ずるとともに、速やかに報告すること。
  - ③ 利用者及び来館者等から苦情があった場合は、迅速に対応すること。なお、その内容については、報告すること。
  - ④ 各種書類等（業務組織表、年間業務計画書、月間業務予定表及び月間業務報告書等）を作成し、提出して承認を得ること。
  - ⑤ 連絡調整を密に行うため、ミーティングを定期的に主宰実施すること。
  - ⑥ 各業務間において連絡調整を行い、連携して業務にあたること。
- (4) 次の金品等を適正に管理すること。
- ① 金銭
  - ② 鍵
  - ③ 貸与物品
  - ④ 施設維持管理に関する消耗品
  - ⑤ 遺失物及び拾得物
  - ⑥ 預かりチケット、CD・DVD等、図録等
- (5) その他
- 定めのない事項については、協議の上決定する。

## 舞台運営・管理点検業務

### 1 業務内容

- (1) 必要と認めたホール及び集会室等の利用申請に立ち会い、利用者から舞台技術上の質問等がある場合に相談に応じること。
- (2) 必要と認めた催物の舞台効果を高めるため、舞台の構成、演出について相談に応じること。
- (3) ホール等の利用者との打ち合わせ日程の取り決め、及び打ち合わせを行い、これを記録し、安全対策等について周知徹底を図ること。
- (4) 舞台機構、音響装置、照明装置等設備及び器具の操作運用並びに管理業務に関すること。
- (5) 「機材リスト」の作成
- (6) 舞台関係機器点検業務（月1回の日常点検を行う）
  - ア 舞台機構関係作動チェック  
吊り物関係、反響板、セリ及びオーケストラピット
  - イ 照明設備関係作動チェック  
調光卓回路及び器具
  - ウ 音響設備関係作動チェック  
調整卓(スピーカー、マイクロホン関係)回路及び器具
  - エ 映写設備関係作動チェック  
作動操作の確認
- (7) その他必要と認める舞台運営に関すること。

### 2 責任者

業務員を指揮監督する責任者1名を定めるものとする。(ホール等のスケジュールに合わせ、月間勤務予定表を作成し、下記業務員より必要な人員を配置させるものとする。)

責任者は、舞台運営・管理業務の経験及び本施設同等規模の公共ホール・劇場等における業務経験(以下「業務経験」という。)が通算10年以上であること。

### 3 業務員

- (1) 大ホール

|                  |      |
|------------------|------|
| 舞台機構操作運転及び大道具技術者 | 1ポスト |
| 舞台照明技術者          | 1ポスト |
| 舞台音響関係者          | 1ポスト |
- (2) 小ホール

|                  |      |
|------------------|------|
| 舞台機構操作運転及び大道具技術者 | 1ポスト |
| 舞台照明技術者          | 1ポスト |
| 舞台音響関係者          | 1ポスト |
- (3) 共通
  - ① 前記(1)及び(2)の人員配置のうち、1ポストは業務経験が通算5年以上であること。
  - ② 以下の臨時増員措置が必要な場合は、下記9（臨時舞台業務）にて対応するものとする。
    - イ 大ホール及び小ホールの同時稼働日等
    - ロ 展示棟における作業が必要な場合

### 4 勤務時間

業務員の勤務時間は原則として、午前9時から午後5時までとする。ただし、休館日又はホール、

リハーサル室等の利用がある日はこの限りでない。

5 業務員の勤務時間中は、一定の服装をさせ、第三者に当該業務の業務員であることを明確にしなければならない。

## 6 報告

責任者は、業務の遂行に際し建造物、設備、機材等に異常を発見し、又は、事故が発生したときは、速やかに適切な措置を講ずるとともに、連絡担当者に報告し、その指示を受け、事後処理の報告をしなければならない。

## 7 負担区分

- (1) 業務の遂行上必要と認められる範囲で、和光市民文化センターの施設及び附帯設備又は、必要な備品を使用することができるものとする。
- (2) 業務遂行に必要な用具、設備機材、器具又は消耗材料、消耗品等は支弁し、責任者はその出納管理を常時明確にしなければならない。
- (3) 業務員の使用する文具類は、業務員の所属先において支弁するものとする。

## 8 留意事項

- (1) 就業場所は、常に火気に注意し、整理整頓を行い清潔にすること。
- (2) 設備、器具の運用、操作にあたっては安全を第一とし、第三者に対する危害防止に特に注意し、機材器具の損傷を防ぐこと。
- (3) 常に業務員の技術の向上に努め、研修会等について積極的に派遣を行うものとする。

## 9 臨時舞台業務

ホール等の利用状況に応じて臨時舞台業務を必要とする事情が生じた場合は、これを委託することができる。

## 10 その他

業務の遂行にあたって疑義が生じた場合は、協議の上定めるものとする。

## 11 舞台機構点検月例報告項目

- (1) 大ホール・小ホール舞台設備日常点検作業項目

### 【吊物点検項目】

- ・ プロセニウムライトの作動、点検
- ・ 緞帳の作動、点検
- ・ 引き割り緞帳の作動、点検
- ・ 暗転幕の作動、点検
- ・ 袖幕1の作動、点検
- ・ ボーダーライト1の作動、点検
- ・ サスペンションライト1の作動、点検
- ・ バトン1の作動、点検
- ・ バトン2の作動、点検
- ・ 袖幕2の作動、点検
- ・ 一文字幕2の作動、点検
- ・ 袖幕3の作動、点検

- ・ ボーダーライト 2 の作動、点検
- ・ サスペンションライト 2 の作動、点検
- ・ 袖幕 4 の作動、点検
- ・ スクリーンの作動、点検
- ・ バトン 3 の作動、点検
- ・ バトン 4 の作動、点検
- ・ 一文字幕 3 の作動、点検
- ・ 引き割り幕の作動、点検
- ・ サスペンションライト 3 の作動、点検
- ・ バトン 5 の作動、点検
- ・ バトン 6 の作動、点検
- ・ 袖幕 5 の作動、点検
- ・ バトン 7 の作動、点検
- ・ サスペンションライト 4 の作動、点検
- ・ 袖幕 6 の作動、点検
- ・ ホリゾンライトの作動、点検
- ・ バトン 9 の作動、点検
- ・ バトン 10 の作動、点検
- ・ バック幕の作動、点検
- ・ ホリゾン幕の作動、点検
- ・ ワイヤロープ、滑車等の作動、点検

【反射板点検項目】

- ・ 天井反射板 1 の作動、点検
- ・ 天井反射板 2 の作動、点検
- ・ 下手側面反射板の作動、点検
- ・ 上手側面反射板の作動、点検
- ・ 正面反射板の作動、点検

【迫り点検項目】

- ・ 迫り関係の作動、点検

【網元点検項目】

- ・ マニラロープ・ストッパーの作動、点検
- ・ 鎮等の作動、点検

【操作盤点検項目】

- ・ 迫り操作主電源の作動、点検
- ・ 反射板操作主電源の作動、点検
- ・ 吊物操作主電源の作動、点検
- ・ 反射板・昇降、変角の作動、点検
- ・ サスペンションライト・昇降の作動、点検
- ・ 緞帳・昇降の作動、点検
- ・ 引き割り緞帳・昇降、開閉の作動、点検
- ・ スクリーン・昇降の作動、点検
- ・ 可動プロセニウム・昇降の作動、点検
- ・ バトン 8 ・昇降の作動、点検
- ・ 迫り・昇降の作動、点検
- ・ 休憩時間設定の作動、点検

- ・ 禁煙照明の作動、点検

【その他点検項目】

- ・ 備品・消耗品の整理、員数の点検
- ・ 奈落・倉庫等の整理点検
- ・ ピアノの外観等、整理点検
- ・ その他新規、変更物品の点検

(2) 大ホール・小ホール照明設備日常点検項目

【照明操作卓点検項目】

- ・ 主幹盤の点検
- ・ サイリスタ調光機盤の点検
- ・ 操作主幹スイッチの作動、点検
- ・ プリセットフェーダーの作動、点検
- ・ クロスフェーダーの作動、点検
- ・ マスターフェーダーの作動、点検
- ・ 客電調光スイッチの作動、点検
- ・ 作業灯切替スイッチの作動、点検
- ・ ワイヤレスリモコンの作動、点検
- ・ 負荷選択盤の作動、点検
- ・ DMXスプリッター、DMXミキサーの作動、点検

【移動卓の点検項目】

- ・ プリセットフェーダーの作動、点検
- ・ マスターフェーダーの作動、点検

【舞台袖操作盤点検項目】

- ・ 客電調光スイッチの作動、点検
- ・ 作動灯スイッチの作動、点検

【床部点検項目】

- ・ フロアコンセントの作動、点検
- ・ ロアーホリゾントライトの作動、点検

【舞台上部点検項目】

- ・ プロセニアムサスライトの作動、点検
- ・ トーメンタルスポットの作動、点検
- ・ 第一ボーダーライトの作動
- ・ 第一サスペンションライトの作動、点検
- ・ 第二ボーダーライトの作動、点検
- ・ 第二サスペンションライトの作動、点検
- ・ 第三サスペンションライトの作動、点検
- ・ 第四サスペンションライトの作動、点検
- ・ アッパーホリゾントライトの作動、点検
- ・ 天井反射板ライトの作動、点検

【客席上部点検項目】

- ・ センターピンの作動、点検
- ・ 第一フロントサイドスポットの作動、点検
- ・ 第二フロントサイドスポットの作動、点検
- ・ 第一シーリングスポットの作動、点検



- ・ 第二シーリングスポットの作動、点検

【移動機器点検項目】

- ・ スポットライトの作動、点検
- ・ 効果機器の作動、点検
- ・ アクセサリーの作動、点検
- ・ コードの作動、点検
- ・ 備品・消耗品の整理、員数の点検

【その他点検項目】

- ・ その他新規、変更物品の点検

(3) 大ホール・小ホール音響設備日常点検項目

《常設機器》

【調整卓点検項目】

- ・ インプット部の点検
- ・ モニタ部の点検
- ・ アウトプット部の点検

【パワーアンプ点検項目】

- ・ 電源・接続の点検
- ・ 作動点検

【デジタルミキシングエンジン点検項目】

- ・ 電源・接続の点検
- ・ 表示の点検
- ・ 作動点検

【コンプレッサー点検項目】

- ・ 電源・接続の点検
- ・ 表示の点検
- ・ 作動点検

【カセットテープレコーダー点検項目】

- ・ 電源・接続の点検
- ・ 音量・音質の点検
- ・ 作動点検

【CDレコーダ点検項目】

- ・ 電源・接続の点検
- ・ 音量・音質の点検
- ・ 作動点検

【MD/CDデッキ点検項目】

- ・ 電源・接続の点検
- ・ 音量・音質の点検
- ・ 作動点検

【パソコン録音装置点検項目】

- ・ 電源・接続の点検
- ・ 音量・音質の点検
- ・ 作動点検

【メインスピーカ点検項目】

- ・ 外観・接続の点検

- ・ 音量・音質の点検
- 【エレベーターマイクロホン装置点検項目】
- ・ 回線の点検
- ・ 作動点検
- 【三点吊装置点検項目】
- ・ 回線の点検
- ・ 作動点検
- 【インターカムシステム点検項目】
- ・ 電源・接続の点検
- ・ 作動点検
- 【モニター用カメラ点検項目】
- ・ 作動点検
- ・ ディスプレイの点検
- 【開演ブザーの作動点検項目】
- ・ 開演ブザーの作動点検
- 【移動機器点検項目】
- ・ マイクロフォンの作動点検
- ・ マイクスタンドの作動点検
- ・ ケーブル類の断線点検
- ・ ミキサーの外観・音質の点検
- ・ スピーカーの外観・音質の点検
- ・ 再生・録音機器の作動点検
- ・ 効果機器の作動点検
- ・ 映像機器の作動点検
- 【その他の点検項目】
- ・ 備品・消耗品の整理、員数の点検
- ・ 調整室、倉庫等の整理点検
- ・ その他新規、変更物品の点検

## 環境衛生管理業務

### 1 建築物環境衛生管理技術者の選任業務

ビル管理法に基づき管理技術者の選任届及び、空気環境測定、給水及び排水の管理、清掃の状況を記載した帳簿の作成、保管。

### 2 空気環境測定業務

測定回数 年 6 回

15 ポイント 1 日 2 回とし、午前 9 時から午後 5 時までとする。

内 容 (1) 浮遊粉塵の量 (2) 一酸化炭素の含有率  
(3) 炭酸ガスの含有率 (4) 温度 (5) 相対湿度  
(6) 気流

| 基準項目                  |       | 省 令 等 に よ る 規 定                     |
|-----------------------|-------|-------------------------------------|
| 測定周期と回数               |       | 2 ヶ月ごとに定期的に測定、1 点を 1 日 2 回測定        |
| 測<br>定<br>の<br>対<br>策 | 浮遊粉塵  | 0. 15 mg/m <sup>3</sup> 以下(2 回の平均値) |
|                       | 一酸化炭素 | 10 ppm 以下(2 回の平均値)                  |
|                       | 炭酸ガス  | 1000 ppm 以下(2 回の平均値)                |
|                       | 温 度   | 17 度以上 28 度以下                       |
|                       | 相対湿度  | 40 %以上 70 %以下                       |
|                       | 気 流   | 0. 5 m/sec 以下                       |

### 3 受水槽清掃・点検業務

実施月 6 月

容 積 受水槽 36 m<sup>3</sup> 高架受水槽 15 m<sup>3</sup>

内 容 (1) 作業衣、持込器具、長靴等は消毒済みの物を使用すること。  
(2) 清掃前後の給水栓における水質検査を行い、衛生的安全が保たれるようにすること。(色度、透明度、PH、残留塩素等)  
(3) 清掃前後のカラー写真を撮ること。  
(4) 洗浄機、ブラシ等で壁面の垢、鉄バクテリア等の除去を行うこと。  
(5) 槽内にある給水管、サクシオンパイプ、ボールタップ、フード弁等の錆を落とし、点検を行うこと。  
(6) 貯水槽機能に異常がある場合は、担当者に連絡すること。  
(7) 槽内の残水は、バキュームクリーナー、スーパード等で完全に排水すること。  
(8) 揚水ポンプの点検を行うこと。(6 月、12 月実施)

### 4 水質検査業務

飲料水水質検査業務内容

(1) 水道法・建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づき、定められた水質検査を行う。  
原則として給水系統別に末端給水栓において 6 ヶ月以内ごと(年 2 回、ただし、1 回目が適合であればその次に限って 11 項目に省略できる)に 16 項目、毎年 6 月～9 月の間に 1 回消毒副生成物 12 項目の検査を行う。

実施月 6 月、12 月

測定項目 6 月 水質検査 16 項目 1 回

|        |          |      |    |
|--------|----------|------|----|
| 6月～9月  | 総トリハロメタン | 12項目 | 1回 |
| 12月    |          | 11項目 | 1回 |
| 残留塩素測定 | 毎日実施     |      |    |

(2) 簡易専用水道検査(水道法)

① 残留塩素測定：1回/週

- ・ 給水配管系末端の水栓より採水し、遊離残留塩素の測定を行う。
- ・ 推奨値：遊離残留塩素 0.1ppm以上

② 簡易専用水道水質検査：1回/年

- ・ 一般社団法人埼玉県環境検査研究協会の受検検査書類作成。

(3) 測定項目

① 飲料水16項目水質検査：1回/年

- ・ 検査項目：一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩化物イオン、有機物等、PH値、味、臭気、色度、濁度、鉛及びその化合物、亜鉛及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、蒸発残留物 計16項目

② 飲料水11項目水質検査：1回/年

- ・ 検査項目：一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、塩化物イオン、有機物等、PH値、味、臭気、色度、濁度 計11項目

③ 6月1日から9月30日までの間に行う水質検査：1回/年

- ・ 検査項目：クロロホルム、ジブromクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム、総トリハロメタン、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、臭素酸、ホルムアルデヒド、シアン化物イオン及び塩化シアン、塩素酸 計12項目

④ 採水は、給水管系端末より行う。

5 汚水槽、雑排水槽、湧水ピット清掃業務

実施月 9月、3月

|     |       |                         |
|-----|-------|-------------------------|
| 容 積 | 汚水槽   | 22.6 m <sup>3</sup>     |
|     | 雑排水槽  | 13.3 m <sup>3</sup>     |
|     | 湧水ピット | 1.8 m <sup>3</sup> が5カ所 |

- 内 容
- (1) 槽内の付着物、沈積物、浮遊物等の質量及び汚れ具合等を清掃開始前及び清掃中に確認し記録しなければならない。
  - (2) 槽内を清掃後、設備、器具等の異常の有無を確認し記録する。
  - (3) 清掃前後のカラー写真を撮ること。
  - (4) 廃棄物の処理については、関係法令に準拠して行わなければならない。

## 設備点検・管理業務

### 1 設備点検業務

#### (1) 日常巡視点検

ア 日常巡視点検の運転及び監視業務に付帯して行う業務とし、目視など五感による点検を基本とする。

イ 日常巡視点検で行う業務範囲は腰用具その他の携帯用具を用い、脚立程度の足場等により実施可能な範囲の業務とする。

ウ 日常点検周期は機器の経年、損耗の程度を考慮して状況に応じて実施する。

#### (2) 定期点検業務

ア 受変電設備定期検査 1回／年

イ 地下タンク機密検査 1回／年

ウ 蒸気ボイラー定期点検 1回／年

エ 熱交換器法定点検（ボイラー協会） 1回／年

熱交換器定期点検 1回／年

オ 冷温水発生機点検切替

冷房・暖房 I N 点検切替

冷房・暖房 O N 点検

インヒビーターの調整・補充 1回／年

冷却水系チューブ薬品洗浄 1回／年

カ 冷却水処理装置点検 3回／年

レジオネラ属菌除去薬品補充、レジオクラッシュ及びショットクリン（レジオネラ属菌の発生防止に努め、適正量を補充すること。）

レジオネラ菌分析（1検体） 3回／年

キ 熱源ポンプ点検 2回／年

ク 膨張タンク点検 2回／年

ケ 空冷ヒートポンプエアコン点検（室内外機） 2回／年

フロン簡易点検 4回／年

コ ファンコイルユニット点検 2回／年

サ 全熱交換機点検 2回／年

シ 送排風機点検（0.75kw以上のもの） 2回／年

ス エアハンドリングユニット点検 2回／年

セ 空調設備フィルター清掃 2回／年

ソ 冷却塔清掃・点検 3回／年

冷却塔ファンベルト交換（ベルト台含む） 1回／年

タ 電気温水器点検 2回／年

### 2 設備点検管理業務

設備の適正な運用を図るために行う運転、監視及びこれに関連する電力、用水及び燃料等の需給状態を管理する。

さらに、関係機器の運転状況を把握し、異常を発見した際には必要な調整を行い、故障、損傷の局限を図ることはもとより、合理的な運転管理により、ランニングコストの低減に努める。

### 3 業務員及び業務責任者の選任

#### (1) 業務員の資格等

業務員のうち、いずれかの者が下記の免許を要する者を常駐させること。

- ア 建築物環境衛生管理技能者
- イ 電気主任技術者(第3種以上)
- ウ 電気工事士
- エ ボイラー技士 (2級以上)
- オ 危険物取扱者 (乙4類以上)

(2) 業務責任者の選任

設備管理業務を円滑に執行するため業務員の中から、劇場勤務経験10年以上の者で、業務責任者を選任し、承認を得るものとする。

4 人員

1 ポスト

ただし、年間25日(1回当たり9時間)を上限に、自主事業等興行日に1名の増員を行うこと。

5 勤務時間

業務員の勤務時間は原則として、午前8時から午後6時までとする。

ただし、休館日又はホール、集会室、展示室の利用がある日は最終退館時までとする。

6 負担区分

業務遂行に必要な工具、器具、消耗材料は委託者が支弁し、一般工具類(テスター・検電器・クランプ・ドライバー等)は受託者の負担とする。

7 法令点検、定期点検の立会

専門業者における点検日の調整と点検の立会。

8 対象機器、機械設備

(1) 電気設備

ア 受変電設備(3線、3相、50Hz 6600V1回線)

|       |    |
|-------|----|
| 真空遮断機 | 6台 |
|-------|----|

|     |     |
|-----|-----|
| 開閉器 | 11台 |
|-----|-----|

|     |     |
|-----|-----|
| 変圧器 | 電灯用 |
|-----|-----|

|    |        |    |
|----|--------|----|
| 単相 | 150KVA | 1台 |
|----|--------|----|

|    |       |    |
|----|-------|----|
| 単相 | 75KVA | 1台 |
|----|-------|----|

|    |       |    |
|----|-------|----|
| 単相 | 50KVA | 1台 |
|----|-------|----|

|    |        |    |
|----|--------|----|
| 単相 | 300KVA | 1台 |
|----|--------|----|

|     |     |
|-----|-----|
| 変圧器 | 動力用 |
|-----|-----|

|    |        |    |
|----|--------|----|
| 3相 | 200KVA | 1台 |
|----|--------|----|

|    |        |    |
|----|--------|----|
| 3相 | 150KVA | 1台 |
|----|--------|----|

|    |        |    |
|----|--------|----|
| 3相 | 100KVA | 1台 |
|----|--------|----|

|    |        |    |
|----|--------|----|
| 3相 | 500KVA | 1台 |
|----|--------|----|

|    |       |    |
|----|-------|----|
| 3相 | 50KVA | 1台 |
|----|-------|----|

|        |
|--------|
| コンデンサー |
|--------|

|    |        |    |
|----|--------|----|
| 3相 | 100KVA | 1台 |
|----|--------|----|

|    |       |    |
|----|-------|----|
| 3相 | 75KVA | 2台 |
|----|-------|----|

|       |
|-------|
| リアクトル |
|-------|

|    |      |    |
|----|------|----|
| 3相 | 6KVA | 1台 |
|----|------|----|

|    |        |    |
|----|--------|----|
| 3相 | 4.5KVA | 2台 |
|----|--------|----|

イ 非常用電源

|              |        |        |              |      |
|--------------|--------|--------|--------------|------|
| 発電機          | 3相3線   | 6600V  | 250KVA       | 1台   |
| 蓄電池          | 出力電圧   | 108V   | 200AH        | 54セル |
| ウ 弱電設備       |        |        |              |      |
| ITV          | 運営系    | テレビカメラ |              | 2台   |
| モニター         |        |        |              | 1台   |
| 管理系          | テレビカメラ |        |              | 13台  |
| モニター         |        |        |              | 1台   |
| インターホン       | 相互式    |        |              | 26台  |
| 電話           |        |        |              | 22台  |
| 時計           |        |        |              | 19台  |
| 自動火災受信機      |        |        |              | 41回線 |
| 自動閉鎖装置       |        |        |              | 43回線 |
| 非常放送設備       |        |        |              | 1式   |
| BGM放送設備      |        |        |              | 1式   |
| 中央監視装置       |        |        |              | 1式   |
| CVC F        | 5KVA   |        |              | 1台   |
| 身障者トイレ呼出装置   |        |        |              | 2回線  |
| エ 照明設備       |        |        |              |      |
| 蛍光灯、水銀灯      |        |        |              | 1式   |
| 白熱灯、ハロゲン     |        |        |              | 1式   |
| オ 分電盤        |        |        |              | 18面  |
| カ 動力、操作盤     |        |        |              | 13面  |
| (2) 空調機械設備   |        |        |              |      |
| ア 熱源         |        |        |              |      |
| 冷温水発生機       | ガス吸収式  | 冷凍能力   | 640,000Kca/H | 2台   |
| 貫流ボイラー       |        |        |              | 1台   |
| 熱交換器         |        |        |              | 1台   |
| イ 空調機器       |        |        |              |      |
| 水平型エアハン      |        |        |              | 6台   |
| 天吊ターミナル型     |        |        |              | 3台   |
| エアコン (室内機)   |        |        |              | 34台  |
| ファンコイル       |        |        |              | 34台  |
| 給気ファン        |        |        |              | 9台   |
| 排気ファン        |        |        |              | 28台  |
| 全熱交換器        |        |        |              | 26台  |
| ウ ポンプ        |        |        |              |      |
| 冷温水ポンプ       | 11KW   |        |              | 2台   |
| 冷却水ポンプ       | 22KW   |        |              | 2台   |
| 温水ポンプ        | 3.7KW  |        |              | 1台   |
| 薬注ポンプ        |        |        |              | 1台   |
| エ その他        |        |        |              |      |
| 膨張タンク (冷温水用) | 500L   |        |              | 1槽   |
| 膨張タンク (温水用)  | 340L   |        |              | 1槽   |
| 温水槽 (ボイラ用)   | 500L   |        |              | 1槽   |

|                |                           |     |
|----------------|---------------------------|-----|
| 消火補給水槽         | 1 0 0 0 L                 | 1 槽 |
| クーリングタワー       | 2 2 8 9 6 0 0 K c a l / H | 1 式 |
| クーリングタワー水処理装置  |                           | 1 式 |
| 屋内消火栓          |                           | 1 式 |
| 消火器            |                           | 1 式 |
| (3) 給・排水設備     |                           |     |
| ア 水槽           |                           |     |
| 消火水槽           | 4 2 . 2 5 トン              |     |
| 汚水槽            | 2 2 . 5 0 トン              |     |
| 雑排水槽           | 1 3 . 2 7 トン              |     |
| 湧水槽            | 9 9 1 . 0 0 トン            |     |
| 受水槽            | 3 6 . 0 0 トン              |     |
| 高置槽            | 1 5 . 0 0 トン              |     |
| イ ポンプ          |                           |     |
| 消火栓ポンプ         | 1 1 K W                   | 1 台 |
| スプリンクラーポンプ     | 5 5 K W                   | 1 台 |
| 汚水ポンプ          | 2 . 2 K W                 | 2 台 |
| 雑排水ポンプ         | 1 . 5 K W                 | 2 台 |
| 湧水ポンプ          | 1 . 5 K W                 | 8 台 |
| 揚水ポンプ          | 5 . 5 K W                 | 2 台 |
| ウ 電気温水器        |                           |     |
| シャワー用          | 5 0 K W                   | 3 台 |
| 給湯用            | 1 5 K W                   | 3 台 |
| (4) その他        |                           |     |
| ア 防・排煙設備       |                           |     |
| 防火戸            |                           | 1 式 |
| 防火シャッター        |                           | 6 面 |
| 排煙窓            |                           | 1 式 |
| 排煙機            |                           | 1 式 |
| ドレンチャー装置       |                           | 1 式 |
| スプリンクラー装置      |                           | 1 式 |
| 誘導灯信号装置        |                           | 2 面 |
| 避雷針            |                           | 1 式 |
| イ 荷物用リフト 油圧式   | 4 5 K W                   | 1 台 |
| ウ 地下タンク(灯油用)   | 2 0 0 0 L                 | 1 槽 |
| エ サービスタンク(灯油用) | 5 0 0 L                   | 1 槽 |



# 設備運転監視業務

## 1 一般管理業務

- (1) 業務計画の作成(官庁検査、定期保守業務を含む。)
- (2) 事故及び、非常時における対策と策定の実施。
  - ・ 予め運転操作の基準を定めておく。
  - ・ 必要に応じて記録及び報告書を作成し、提出をする。
- (3) 記録の処理、解析、保管
- (4) 主要設備、機器の台帳の作成、保管
- (5) 消耗品、工具、予備品等の出納、保管及び台帳の作成
- (6) 関係図面、図書類の整理、保管
- (7) 官庁検査、定期点検整備、工事打ち合わせ及び立会
- (8) 関係部署への連絡と調整
- (9) 電気機械室の整頓及び清掃
- (10) 業務日誌の作成及び提出

以上の記録、報告書、帳簿の様式、並びに計画書及び官庁提出書類は受託者が作成し、承認を受けるものとする。なお、作成にあたり、施設利用日程、舞台設備点検日等の調整を図り、点検作業が各セクションに支障がないように計画を立てること。また、以下の作業等の内容によって、利用者、来館者に不快を与えないよう注意を払うこと。

- ・音、振動、においが発生する作業
- ・養生物が美観を損なうもの。
- ・足場、点検資材、修繕にあたっては材料等

## 2 運転、監視、記録業務

### (1) 共通事項

- ア 無事故、安全、無公害、高効率運転を実施し、省エネルギーを図り良好な環境を維持する。
- イ 計画的、合理的で無駄のない運転を行う。
- ウ 遠方監視センター等の連携を図り、運転前後の点検を確実にを行い、運転状態を常に監視し、異常があるときは速やかに必要な措置を行う。
- エ 定められた記録用紙により運転記録をとる。
- オ 電気室、機械室の監視を行い、異常のあるときは処置する。

### (2) 電気設備

- ア 運転計画に従って遮断機、開閉機等の操作を行う。この場合、短時間の停止を除いて可能な限り電源を切るものとする。
- イ 最大電力の制御を行う。
- ウ 力率の調整を行う。
- エ 不平衡電流、電圧変動を監視し必要な措置を行う。
- オ 電気使用の合理化を図る。
- カ 電力会社と業務上必要な連絡をとる。

### (3) 空気調和設備

冷暖房設備、換気設備を含むものとし、「建築物における衛生的な環境の確保に関する法律」、「労働安全衛生法」、「高圧ガス取締法」等の関係法令を遵守し、次の事項を実施する。

- ア 良好な空気環境を維持する。
- イ 適切な制御により高効率運転を行う。
- ウ 熱源機器、ポンプ、ファン等の台数制御を行い、運転損失の軽減を図る。

#### (4) 給排水衛生設備

「建築物における衛生的な環境の確保に関する法律」「水道法」等の関係法令を遵守し、次の事項を実施する。

- ア 飲用に適した水を常に供給する。
- イ 給水系統の異物が混入しないように監視する。
- ウ 給湯温度を適切に調整して省エネルギーを図る。
- エ 雑排水、汚水の漏れ、異臭を監視し処置する。

### 3 巡視、点検、測定及び手入業務

関係法令、保安規定を順守し、建設設備の事故、故障を未然に防止して保安を確保し、機能を維持して耐用年数の延長を図るため必要な巡視、点検、測定を保安規定の基準に従って行う。

- (1) エレベーターの運転を監視し、異常の場合に連絡をとる。

# 設備遠方監視業務

## 1 業務内容

### (1) 遠方管理業務

受託者は、施設内中央監視装置の入出力管理点一覧表に記した全ての管理項目について、電話回線等の通信回線を専用線として、受託者が保有する遠方管理センターに伝送し、施設内中央監視装置と同等の監視が24時間にわたって行えるものとする。

受託者の遠方管理センターは、埼玉県内に所在するものとし、埼玉県内の同規模・類似の公共施設において、元請けとして接続・管理実績のある、広域ビル中央監視装置で運用するものとする。また、同一センター内でシステムを2台保有し、2重化を行い、バックアップ体制を確立しているものとする。

### (2) 緊急対応業務

遠方管理センターに於いて、故障警報及び異常警報を受信した場合、又は常駐設備管理要員からの通報による設備機器の異常を確認した場合は、状況に応じて速やかにサービス技術員を施設に急行させると共に、委託者に報告する。

サービス技術員は施設、設備機器の異常や故障に対して、復旧並びに応急処置を施して、事故の拡大防止に努める。尚、軽微な故障で、夜間等施設担当者が不在の場合は、翌日速やかに報告するものとする。

### (3) 巡回点検業務

施設内設備機器全般について、外部のサービス技術員を派遣して常駐技術員と連帯し、月例点検を実施して設備機器の機能維持に努め、必要に応じて小営繕、小修理の対応及び、緊急時の対応が可能であるよう、施設の設備機器の把握に努めるものとする。また、設備巡回点検時は、施設担当者と十分に打ち合わせのうえ、施設運営に支障がないよう点検業務を行うものとする。設備巡回点検業務は、月1回とする。また、年末の受変電設備定期検査は2名以上で業務にあたるものとする。

### (4) 接続作業

施設内に設置された中央監視装置より、接続出力工事を行い、同規模・同様施設において使用実績のあるインターフェースユニットを介し、管理会社の所有する、広域ビル中央監視装置に接続を行う。

## 警備業務

### 1 対象範囲

和光市民文化センター(企画展示室、展示ホールを含む)

### 2 人員

#### 1 ポスト

### 3 勤務時間

全日 午後４時３０分～午後１０時３０分(１２月２９日～１月３日を除く)

### 4 内容

- (1) 火災の予防(建物内への危険物の持ち込み規制)と火災の早期発見初期消火
- (2) 火災発生現場への消防関係者の誘導
- (3) 盗難の防止
- (4) 事故発生時における関係部署、消防署への連絡通報
- (5) 事故発生現場の保存
- (6) 出入扉の施錠の確認
- (7) 拾得物の届け出(受付事務室へ届けるものとする)
- (8) 消防計画に基づく消防訓練への参加及び、補助業務
- (9) 夜間機械警備セット確認
- (10) その他

### 5 警備の方法

巡回警備並びに固定警備とし、巡回警備については、パトロールレコーダーを使用すること。

### 6 委託業務実施記録

受託者は、その日の実施状況を記録し、別紙報告書により監督員に提出すること。

### 7 緊急時の処理

受託者は、火災その他緊急事態が発生したときは、直ちに適切な措置を講ずるとともに、監督員及び関係者に通報しなければならない。また、異常を認めた場合も同様とする。

### 8 職務

受託者は、業務上知り得た機密に関する事項については、指定された関係者以外には一切漏らしてはならない。

### 9 服装

受託者は、業務員に受託者指定の服装を着用させること。

### 10 服務規律

受託者は、次に掲げる事項を厳密に守らなければならない。

ア 勤務中は礼儀正しく品行を慎み、外来者に対しては親切を旨とし、仮にも粗暴にわたる言動があってはならない。

イ 所定の場所以外での喫煙、その他勤務遂行を怠けるようなことをしてはならない。

#### 11 負担区分

電力、給水、ガス及び7による電話の使用料は委託者の負担とし、委託業務に必要な寝具、各種装備及びパトロールレコーダー、懐中電灯、電池等は受託者の負担とする。

#### 12 巡回方法等

巡回経路、巡回時間、配置場所については、監督員が指示するものとする。

#### ＜和光市民文化センター巡回経路＞

- (1) 通用口→センター事務室前階段上る→小ホール調光、音響室→階段下る。
- (2) 1 F センター事務室→トイレ→小ホール舞台下手→上手
- (3) 小ホール楽屋1、2、シャワー室、トイレ、給湯室→階段下る
- (4) B 1 楽屋入口→舞台事務室、設備事務室、楽屋事務室→大ホール楽屋1、2、3、4  
→小ホール搬入口→トイレ、シャワー室
- (5) 大ホール舞台下手入口→下手袖控室→階段下る
- (6) B 2 オーケストラピット→給湯室、トイレ→機械室(給排水熱源、空調)→練習室(和室、洋室)、リハーサル室→ピアノ庫→階段上る
- (7) B 1 大ホール舞台下手→大ホール舞台→大ホール搬入口
- (8) 舞台上手袖控室→奈落→南非常口→階段上る
- (9) 1 F 大ホールホワイエ→女子トイレ→映写室→主催者控室→大ホール正面→階段上る
- (10) 2 F 女子トイレ→調光、音響室→親子室→男子トイレ→渡り口
- (11) 会議室A、B→給湯室、トイレ→親子室→渡り口→階段下る
- (12) 1 F 大ホールホワイエ→小ホール正面→主催者控室→通用口
- (13) 企画展示棟→トイレ→警備控室

<和光市民文化センター巡回打刻定位置>

- (1) センター事務室前
- (2) 小ホール楽屋脇給湯室
- (3) 楽屋(出演者)入口
- (4) 小ホール搬入口
- (5) B 2 機械室脇給湯室
- (6) 機械室一熱源室
- (7) 和室
- (8) 洋室
- (9) 大ホール搬入口
- (10) 奈落
- (11) 南非常口
- (12) 大ホール正面
- (13) 大ホール 2 F ホワイエ
- (14) 会議室脇給湯室
- (15) 小ホール正面
- (16) 外周チケット売場窓口
- (17) 外周小ホール 搬入口
- (18) 外周大ホール 搬入口
- (19) 企画展示棟

## 清掃等業務

### 1 業務の区域

清掃対象区域等は、別紙の清掃作業基準表に示すとおりとする。ただし、外周は清掃対象外区域とする。

### 2 業務の区分

清掃対象区域等は、別紙の清掃作業基準表に基づき、毎日行う日常清掃と、一定期間ごとに行う定期清掃及び特別清掃に区分して合理的に実施するものとする。日常清掃にあたっては、休館日を除く毎日実施するものとする。

### 3 配置人員

利用者の利用区分状況(大ホールについては1日1興行を基本とする。)に応じて貸し出し業務に支障のない人員を常駐させること。

### 4 業務の内容

(1) 日常業務は、次のとおりとする。(清掃作業基準表に基づき実施すること)

ア ビニールタイル等の部分は、特殊モップ又はよく絞った塵埃を除去し、常につや出しを行うこと。

カーペット部分は、真空掃除機にて塵埃を除去すること。

特に専用部分は、午前・午後・夜間の貸し出し業務に支障のないように切り替え清掃を完全実施すること。また、大ホールについては1日1興行の清掃作業とする。

イ 便所、洗面所、湯沸室の床面は水拭きをし、便器等は薬剤洗いをすること。

なお、鏡は常に鮮明にすること。

(共通) 施設の貸し出し前に清掃を終えるようにすること。特に、午前の貸し出し(午前9時から利用)については、午前7時30分から午前9時までの間に清掃を行うこと。

(2) 定期清掃は、次のとおりとする。(清掃作業基準表に基づき実施すること)

ア ビニールシート等は月1回以上塵埃を除去し、ドライ技法(ドライクリーニング)にて清掃すること。

イ ビニールタイル・シート等は年4回以上塵埃を除去し、専用クリーナーで洗浄し、清水拭き、乾燥後、樹脂ワックスを2回以上塗布すること。

ウ ビニールタイル等は3年に1回剥離作業を行うこと。

エ トイレ内の床面は月1回以上行うこと。

(3) 特別清掃(給排気口・高所電球清掃)は、次のとおりとする。(清掃作業基準表に基づき実施すること)

ア 各機器に適合した清掃方法により、防塵、水洗い洗浄、乾燥、ウエス等による清掃を適切に行うものとする。

イ 各機器の清掃にあたっては、取り外し及び復元整備は機器を損傷しないように丁寧に取り扱うものとする。

ウ 作業は、平日の午前8時30分から午後5時までに行うものとし、やむを得ず休日に行う場合は、あらかじめ委託者と協議するものとする。

エ 作業中、機器等に不都合の点が発見されたときは、速やかに連絡担当者に連絡し、その指示を受けなければならない。

オ 清掃実施予定月及び回数

給排気口清掃 実施回数 年1回 5月(予定)

高所電球清掃 実施回数 年1回 10月(予定)

カ 清掃作業内訳は、次のとおりとする。

| 給排気口リスト              | 数量 |
|----------------------|----|
| ・給気口 大型(33×33以上)     | 11 |
| 中型(33～23)            | 6  |
| 小型(20以下)             | 11 |
| ・排気口 大型(33×33以上)     | 18 |
| 中型(33～23)            | 20 |
| 小型(20以下)             | 30 |
| 高所電球リスト              | 数量 |
| ・大ホール客席内電灯           |    |
| 300ワットハロゲン(天井)       | 48 |
| 200ワットハロゲン(天井)       | 23 |
| 100ワットハロゲン(出入口扉内)    | 14 |
| 85ワットハロゲン(天井中段)      | 18 |
| ・小ホール客席内電灯           |    |
| 85ワットハロゲン(天井)        | 84 |
| 40ワットミニクリプトン(四角間接照明) | 30 |
| 直管蛍光灯等(天井間接照明等)      | 88 |

(4) 共通事項は、次のとおりとする。

ア 火災予防上、火気(たばこの吸殻等)は、利用区分、利用状況に応じ当日中に適時処理する。

イ 作業中、落とし物、不審物等を発見したとき又は建物の管理上、不都合の点が発見されたときは、速やかにその旨を連絡担当者に連絡し指示を受けること。

ウ 清掃員の風紀、規律等は常に厳正に保つよう監視し、受託者の用意する作業服を着用させ、胸に名札をつけさせること。

エ 定期清掃及び特別清掃は、原則として土曜日、日曜日又は祝祭日を除く平日に実施するものとし、あらかじめ承諾を得て実施すること。

オ 建物外部についても、適時、枯葉、紙屑等を除去しその美観の保持に努めること。

(5) 報告書の提出

各清掃作業の実施は、別に定める様式により「清掃作業実施報告書」として記録し、委託者が要求したときは、直ちに提出しなければならない。

(6) 不適合の実施

実施した清掃作業は、別に定める監視員から本仕様書に不適合と指摘されたときは、仕様に適合するよう再度作業を実施しなければならない。

(7) 業務材料等

各清掃業務に使用する材料は、日本工業規格又は同等と見なされるものとする。

(8) 臨機の対応または処置

緊急、臨時に作業実施予定を変更しなければならない場合、又は清掃の必要が生じた場合は、速やかに対応しなければならない。

(9) 経費の負担

清掃業務に使用する機械器具及び、諸材料の消耗品類、また作業員の制服等に要する経費、その他清掃業務遂行に付帯する費用は、受託者の負担とする。

ただし、トイレトペーパー、手洗い用石鹸液、ゴミ袋等については委託者が支給する。



### 各種設備の保守管理年間予定表（例）

[illegible]

清 掃 作 業 基 準 表 (例)

No. 1

|             |             |          | 日 常 清 掃 |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         | 定期清掃・特別清掃          |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|-------------|-------------|----------|---------|----------|----------|-----------|-----------------|-----------|---------------------|------------|----------------|------------|-----------|-----------|----------|-------------------------|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------------------|--|
| 階<br>別      | 場 所         | 材 質      | 床の拭き掃き  | 灰皿<br>処理 | 紙屑<br>処理 | 手摺り<br>拭き | 机<br>拭き         | 備品空<br>拭き | カー<br>ペツ<br>ト吸<br>塵 | 扉間仕<br>切拭き | 玄関<br>ドア拭<br>き | 衛生陶<br>器清掃 | 洗面台<br>清掃 | マツト<br>清掃 | 汚物<br>処理 | 水石 鯀・<br>ペーパ<br>ー補<br>充 | 巡<br>回切<br>換清<br>掃 | 床<br>面清<br>掃・<br>洗<br>浄等                                                                                               | 給<br>排<br>気口<br>清<br>掃 | 高<br>所電<br>球清<br>掃 |  |
|             |             |          |         |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
| B<br>1<br>F | リハーサル室      | ビニールタイル  | 1       |          |          | 1         |                 | 1         |                     | 1          |                |            |           | 1         |          |                         |                    | ＜定期清掃＞<br>1．床面清掃<br>ドライ技法<br>月1回<br>・ビニールシート等<br>1,500㎡<br>2．床面洗浄<br>ワックス塗布<br>年4回<br>・ビニールタイル等<br>・ビニールシート等<br>3,000㎡ |                        |                    |  |
|             | 練習室（洋室）     | タイルカーペット |         |          |          |           |                 | 1         | 1                   | 1          |                |            |           | 1         |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 練習室（和室）     | 畳        | 1       |          |          |           |                 | 1         |                     | 1          |                |            |           | 1         |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | ピアノ庫        | ビニールタイル  | 適       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | オーケストラピット控室 | 〃        | 1       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 奈落          | コンクリート   | 適       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 電気室         | 〃        | 適       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 空調機械室       | 〃        | 適       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 熱源機械室       | 〃        | 適       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 給排水衛生機械室    | 〃        | 適       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 廊下・ホール      | ビニールタイル  | 1       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 湯沸室         | ビニールシート  | 2       |          | 1        |           |                 |           |                     |            |                |            | 1         |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | トイレ男・女      | 〃        | 2       |          | 2        |           |                 |           |                     |            |                | 1          | 1         | 1         | 1        | 1                       | 1                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 倉庫3         | ビニールタイル  | 適       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 倉庫4         | 〃        | 適       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
| 1<br>F      | 楽屋ホール       | 〃        | 2       | 1        |          |           |                 | 1         |                     | 1          | 1              |            |           | 1         |          |                         | 1                  | 3．ビニールタイル等<br>剥離作業<br>※3年毎(目安)<br>・ビニールタイル等<br>4,460㎡<br>・ビニールシート等<br>1,914㎡                                           |                        |                    |  |
|             | 楽屋事務室       | 〃        | 1       | 1        |          |           | 1               | 1         |                     | 1          |                |            |           | 1         |          |                         | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 舞台事務室       | 〃        |         |          |          |           | ( 日 常 清 掃 除 外 ) |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 楽屋1         | ジュータン    |         | 1        | 1        |           | 1               | 1         | 1                   | 1          |                |            | 1         | 1         | 1        | 1                       | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 楽屋2         | 〃        |         | 1        | 1        |           | 1               | 1         | 1                   | 1          |                |            | 1         | 1         | 1        | 1                       | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 楽屋3         | ビニールタイル  | 1       | 1        | 1        |           | 1               | 1         |                     | 1          |                |            |           | 1         |          |                         | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 楽屋4         | 〃        | 1       | 1        | 1        |           | 1               | 1         |                     | 1          |                |            |           | 1         |          |                         | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 設備管理室       | 〃        |         |          |          |           | ( 日 常 清 掃 除 外 ) |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
| 2<br>F      | シャワー室 男・女   | ビニールシート  | 1       |          | 1        |           |                 | 1         |                     | 1          |                |            | 1         | 1         |          |                         | 適                  | ＜特別清掃＞<br>1．給排気口清掃<br>年1回<br>2．高所電球清掃<br>年1回                                                                           |                        |                    |  |
|             | ト イ レ 男・女   | 〃        | 1       |          | 1        |           |                 |           |                     |            |                | 1          | 1         | 1         | 1        | 1                       | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 湯沸室         | 〃        | 1       |          | 1        |           |                 |           |                     |            |                |            | 1         |           |          |                         | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | ホール・廊下      | ビニールタイル  | 1       |          | 1        |           |                 | 1         |                     | 1          | 1              |            |           | 1         |          |                         | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 搬入口         | 〃        | 1       |          |          |           |                 |           |                     | 1          |                |            |           | 1         |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 袖控室 1       | 木 床      | 1       |          |          |           |                 |           |                     | 1          |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 袖控室 2       | 〃        | 1       |          |          |           |                 |           |                     | 1          |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 大ホール舞台      | 〃        | 適       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 大ホール舞台袖     | 〃        | 適       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 大ホール舞台前室    | ビニールタイル  | 適       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 大ホール客席      | ビニールシート  | 1       |          |          | 1         |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 客席通路        | カーペットタイル | 1       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 大ホールホワイエ    | 〃        |         |          | 1        | 1         |                 | 1         | 1                   | 1          | 1              |            |           | 1         |          |                         | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 大ホール廊下      | 〃        |         |          | 1        | 1         |                 | 1         | 1                   | 1          |                |            |           |           |          |                         | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 大ホールトイレ男・女  | ビニールシート  | 2       |          | 2        |           |                 |           |                     |            |                | 1          | 1         | 1         | 1        | 1                       | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 身障者用トイレ     | 〃        | 1       |          | 1        |           |                 |           |                     |            |                | 1          | 1         | 1         | 1        | 1                       | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 大ホール映写室     | パンチカーペット | 1       |          | 1        |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 大ホール主催者控室   | ビニールタイル  | 1       | 1        | 1        |           | 1               | 1         |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | フロントサイド控室1  | 〃        | 適       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | フロントサイド控室2  | 〃        | 適       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 小ホールホワイエ    | カーペットタイル |         |          | 1        | 1         |                 | 1         | 1                   | 1          | 1              |            |           | 1         |          |                         | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 小ホール主催者控室   | ビニールタイル  | 1       | 1        | 1        |           | 1               | 1         |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 小ホールトイレ男・女  | ビニールシート  | 2       |          | 2        |           |                 |           |                     |            |                | 1          | 1         | 1         | 1        | 1                       | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 小ホール身障者用トイレ | 〃        | 1       |          | 1        |           |                 |           |                     |            |                | 1          | 1         | 1         | 1        | 1                       | 適                  |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 通路 1        | カーペットタイル |         |          |          | 1         |                 | 1         | 1                   |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 通路 2        | 〃        |         |          |          | 1         |                 |           | 1                   |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
|             | 椅子庫         | ビニールタイル  | 適       |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
| 小ホール客席      | 〃           | 1        |         |          | 1        |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
| 小ホール舞台      | 木 床         | 適        |         |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |
| 楽屋廊下・ホール    | ビニールタイル     | 1        |         |          |          |           |                 |           |                     |            |                |            |           |           |          |                         |                    |                                                                                                                        |                        |                    |  |

清 掃 作 業 基 準 表 (例)

No. 2

|             |            | 日 常 清 掃  |        |      |      |       |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             | 定期清掃・特別清掃 |                       |                       |        |  |
|-------------|------------|----------|--------|------|------|-------|-----------------|-------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|------|-------------|-----------|-----------------------|-----------------------|--------|--|
| 階<br>別      | 場 所        | 材 質      | 床の拭き掃き | 灰皿処理 | 紙屑処理 | 手摺り拭き | 机拭き             | 備品空拭き | カーペット吸塵 | 扉間仕切拭き | 玄関ドア拭き | 衛生陶器清掃 | 洗面台清掃 | マット清掃 | 汚物処理 | 水石 鯀・ペーパー補充 | 巡回切換清掃    | 床面清掃・洗浄等              | 給排気口清掃                | 高所電球清掃 |  |
|             |            |          |        |      |      |       |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
| 2<br>F      | パントリー      | ビニールタイル  | 1      |      | 1    |       |                 |       |         |        |        |        | 1     |       |      |             |           | < 定期清掃 ><br>No. 1のとおり | < 特別清掃 ><br>No. 1のとおり |        |  |
|             | 売店         | 〃        | 1      |      |      |       | 1               |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 楽屋 1       | ジュータン    |        | 1    | 1    |       | 1               |       | 1       | 1      |        |        |       | 1     |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 楽屋 2       | ビニールタイル  | 1      | 1    | 1    |       | 1               |       |         | 1      |        |        |       | 1     |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | ト イ レ 男・女  | ビニールシート  | 2      |      | 2    |       |                 |       |         |        |        | 1      | 1     | 1     | 1    | 1           | 適         |                       |                       |        |  |
|             | シャワー室 男・女  | 〃        | 1      |      | 1    |       |                 | 1     |         | 1      |        |        | 1     | 1     |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | センター事務室    | ビニールタイル  |        |      |      |       | ( 日 常 清 掃 除 外 ) |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 通用口        | 〃        | 1      |      |      |       |                 |       |         | 1      | 1      |        |       | 1     |      |             |           |                       |                       |        |  |
| 3<br>F      | 大ホールロビー    | カーペットタイル |        |      | 1    | 1     |                 | 1     | 1       | 1      | 1      |        |       | 1     |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 大ホール廊下     | 〃        |        |      | 1    | 1     |                 | 1     | 1       |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 親子席        | 〃        |        |      | 1    | 1     |                 | 1     | 1       | 1      |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 音響調整室      | タイルカーペット |        |      | 1    |       |                 |       | 1       |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 調光室        | 〃        |        |      | 1    |       |                 |       | 1       |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 調光機械室      | コンクリート   | 適      |      |      |       |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | P A 機械室    | 〃        | 適      |      |      |       |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 大ホールトイレ男・女 | ビニールシート  |        |      | 1    |       |                 | 1     |         |        |        | 1      | 1     | 1     | 1    | 1           | 適         |                       |                       |        |  |
|             | 湯沸室        | 〃        | 1      |      | 1    |       |                 |       |         |        |        |        | 1     |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | トイレ男・女     | 〃        | 2      |      | 2    |       |                 |       |         |        |        | 1      | 1     |       | 1    | 1           | 適         |                       |                       |        |  |
|             | 会議室        | ビニールタイル  | 1      |      |      |       |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 廊下         | 〃        | 1      |      |      |       |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 小ホール音響・調光室 | タイルカーペット |        |      | 1    |       |                 |       | 1       |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 倉庫         | ビニールタイル  | 適      |      |      |       |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
| 共<br>通      | 階段 A       | 〃        | 1      |      |      | 1     |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 階段 B       | 〃        | 1      |      |      | 1     |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 階段 C       | 〃        | 1      |      |      | 1     |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 階段 D       | 〃        | 1      |      |      | 1     |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 階段 E       | 〃        | 1      |      |      | 1     |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 階段 F       | 〃        | 1      |      |      | 1     |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 階段 G       | 〃        | 1      |      |      | 1     |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 階段 H       | 〃        | 1      |      |      | 1     |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 荷物用エレベーター  | 〃        | 1      |      |      | 1     |                 |       |         | 1      |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
| 展<br>示<br>棟 | 企画展示室      | 〃        | 1      |      |      |       |                 |       |         | 1      |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 展示ホール      | 〃        | 1      |      | 1    |       |                 |       |         |        | 1      |        |       | 1     |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 倉庫         | 〃        | 適      |      |      |       |                 |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | トイレ男・女     | ビニールシート  | 2      |      | 2    |       |                 |       |         |        |        | 1      | 1     |       | 1    | 1           | 適         |                       |                       |        |  |
|             | 身障者用トイレ    | 〃        | 1      |      | 1    |       |                 |       |         |        |        | 1      | 1     |       | 1    | 1           | 適         |                       |                       |        |  |
|             | 外トイレ       | コンクリート   | 2      |      |      |       |                 |       |         |        |        | 2      | 2     |       | 2    | 2           |           |                       |                       |        |  |
|             | 身障者用エレベーター | ビニールタイル  | 1      |      |      | 1     |                 |       |         | 1      |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 清掃員控室      | 〃        |        |      |      |       | ( 日 常 清 掃 除 外 ) |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 警備員室       | 〃        |        |      |      |       | ( 日 常 清 掃 除 外 ) |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |
|             | 湯沸室        | 〃        |        |      |      |       | ( 日 常 清 掃 除 外 ) |       |         |        |        |        |       |       |      |             |           |                       |                       |        |  |

和光市民文化センター法定点検及び定期保守点検年間計画表(例)

| 項目 / 月    | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 |
|-----------|---|---|---|---|---|---|----|----|----|---|---|---|
| 法定点検      |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 空気環境測定    | ○ |   | ○ |   | ○ |   | ○  |    | ○  |   | ○ |   |
| 遊離残留塩素検査  | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ |
| 水質検査      |   |   |   |   |   | ○ |    |    |    |   |   | ○ |
| 雑排水槽清掃    |   |   |   |   |   | ○ |    |    |    |   |   | ○ |
| 貯水槽清掃     |   |   | ○ |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| ねずみ等の防除   |   |   |   | ○ |   |   |    |    |    |   |   | ○ |
| 消防用設備     |   |   |   |   |   | ○ |    |    |    |   | ○ |   |
| 防火対象物定期検査 |   |   |   |   |   | ○ |    |    |    |   |   |   |
| 昇降機検査     |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   | ○ |
| 熱交換器性能検査  |   |   |   |   |   |   | ○  |    |    |   |   |   |
| 自家用電気工作物  |   |   |   |   |   |   |    |    | ○  |   |   |   |
| 建築設備定期調査  |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   | ○ |
| 建築物定期検査   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   | ○ |
|           |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 定期保守点検    |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |
| 舞台機構      | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ |
| 舞台照明      |   |   | ○ |   |   |   |    |    |    | ○ |   |   |
| 舞台音響      |   |   | ○ |   |   |   |    |    |    | ○ |   |   |
| 昇降機       | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○  | ○  | ○  | ○ | ○ | ○ |
| 空調機自動制御   |   |   |   |   |   |   | ○  |    |    |   |   |   |
| 冷温水発生機    | ○ |   | ○ |   |   |   | ○  |    |    | ○ |   |   |
| ボイラ       |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   | ○ |   |
| 冷暖房設備     |   |   | ○ |   |   |   |    |    |    | ○ |   |   |
| 冷暖房切り換え   | ○ |   |   |   |   |   | ○  |    |    |   |   |   |
| 可動床       |   |   |   |   | ○ |   |    |    |    |   |   |   |
| 発電機       |   |   |   |   |   |   |    |    | ○  |   |   |   |
| ピアノ       |   |   |   | ○ |   |   |    |    |    |   |   | ○ |
|           |   |   |   |   |   |   |    |    |    |   |   |   |

※ あくまで計画であり、貸館の利用者を優先し保守点検を実施いたします。

※ 法令に基づく項目は、法改正により内容等の変更あり

## 施設受付管理・イベントホールサービス業務

### (1) 一般事項

#### 1 施設の概要

和光市民文化センター

埼玉県和光市広沢 1 番 5 号

① 敷地面積 13,035.35㎡

#### ② 建築概要

構 造 SRC工法(鉄骨、鉄筋コンクリート工法)

規 模 地上2階地下2階建

建築面積 3,881.03㎡

延床面積 8,502.88㎡(展示室580.29㎡)

#### 2 業務期間

4月1日～翌年3月31日

#### 3 開館時間

原則午前9時～午後10時(ただし、特別な利用がある場合はこの限りでない。)

#### 4 休館日

原則年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)、保守・点検日(ただし、特別な事情がある場合はこの限りでない。)

#### 5 業務の実施

「利用者の安全第一」を旨として奉仕の精神を堅持し、当該業務の目的に沿って誠実に当該業務を履行すること。

また、利用者への対応は、明朗、丁寧、慎重、公平にして親切をモットーとし、常に次のことを心がけること。

(1) 誠実かつ善良なる管理者の注意義務を持って業務を行うものとする。

(2) 当該業務の実施にあたっては業務内容を完全に把握するとともに、資格・技能等業務に適した業務員を配置するものとする。

(3) 当該業務の内容を理解し、的確な業務の遂行及びサービスを心がけるものとする。

(4) 常に利用者の立場に立った接遇・応対を心がけるものとする。

(5) 防災マニュアル等を作成し、火事・地震等の災害発生時においては、当該マニュアル等に基づき利用者の避難誘導及び安全確保に努めること。

#### 6 業務の実施責任

和光市民文化センターの信用を失墜する行為をしてはならない。

#### 7 業務責任者の指定

(1) 当該業務を実施するにあたって、業務責任者を指定する。

(2) 業務責任者の業務内容は、次のとおりである。

ア 業務の実施に関する指定管理者等との連絡及び調整(業務員からの報告等をまとめ、報告することを含む。なお、不在時等は他の業務員を連絡担当者に指定して行うこと。)

イ 業務内容の細部事項の打ち合わせ

ウ 業務報告書類の作成及び提出

エ 業務員の配置計画書の作成

オ 業務員の労務管理

カ 業務に従事する業務員の管理及び指揮監督

#### 8 規律の維持

(1) 業務に従事する業務員の教育指導に万全を期するとともに、風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

(2) 業務上知り得たことについて、他に漏らしてはならない。また、業務員がこの職を退いた後も同様とする。

## 9 業務員の就業管理

- (1) 業務責任者をとおり、指定管理者との連絡を密にするよう努めるものとする。
- (2) 業務員の研修に務め、常に業務内容の向上を図るよう努めるものとする。
- (3) 業務員の病気・事故等による欠勤者のある場合は、業務に支障のないよう補充配置をするものとする。

### 10 業務日誌の記入及び提出【業務委託関係にある場合】

- (1) 業務日誌を作成し、日常的に怠ることなく記入し、定期的に委託業務実施済確認願いと共に委託者に提出して委託者の確認を受けるものとする。
- (2) 受託者が委託業務実施済確認願い及び業務日誌を委託者に提出する頻度は1週に1度を基本とする。

### 11 業務員の服装等

- (1) 業務員に各担当業務に適した服装で業務を遂行させることとし、服装及び身体は常に清潔にし、利用者に好感を与えるよう努めるものとする。
- (2) 業務員にネームプレートを着用させるものとする。
- (3) 制服を着用する場合は、色及びデザインについては、協議の上決定するものとする。

### 12 業務の計画及び実施報告

- (1) 計画的に業務を実施するものとする。ただし、実施上疑義があるときは、関係者で協議するものとする。
- (2) 業務を実施したときは、業務日報・月次報告書等の書面をもって、速やかにその状況を報告するものとする。

### 13 事故報告

- (1) 業務員は、事故や災害等が発生した場合には直ちに適切な措置を講ずるとともに、業務責任者及び関係者に通報しなければならない。
- (2) 業務責任者は、事故の状況を記した書類を速やかに指定管理者に提出するものとする。
- (3) 利用者及び来館者等から苦情があった場合は、迅速に対応すること。なお、その内容については、指定管理者に報告すること。

### 14 負担区分

- (1) 業務実施場所及び業務員控室における光熱水通信費等は指定管理者が負担する。
- (2) 机、椅子等の什器備品及び業務上必要と委託者が判断した印刷物、消耗材料、消耗品等は指定管理者が負担する。
- (3) 労務管理等のために使用する事務用品、消耗品等は当該労務管理を行う者が負担する。

### 15 その他

業務の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 火気の使用にあたっては、十分に注意するものとする。
- (2) 電気及び水の使用にあたっては、極力節約につとめるものとする。
- (3) 水の使用又は機械器具の使用により、施設に損傷を与えないよう注意するものとする。
- (4) 服務規律を厳正にし、委託者の名誉を傷つけてはならない。
- (5) 来館者の応対・案内に際し、言葉遣い並びに態度には十分留意してあたるものとする。
- (6) 金銭等の取り扱いには細心の注意を持ってあたるものとする。
- (7) その他、定めのない事項については関係者の協議により決定するものとする。

## (2) 施設受付管理・イベントホールサービス業務 業務内容

### 1 施設受付業務

施設受付業務は和光市民文化センター受付窓口において施設の案内業務、施設利用の受付業務、催し物チケットの販売、友の会会員の管理などを行う。

- (1) 業務場所  
和光市民文化センター内受付事務室
- (2) 受付日

休館日を除く毎日

(3) 業務時間

原則午前 9 時～午後 6 時（施設利用受付時間午前 10 時～午後 5 時）

(4) 休務日

休館日

(5) 業務員の資格

業務員は、以下に掲げる要件を満たすものとする。

ア 舞台芸術一般について、知識を有すること。

イ 舞台設備・機構について、知識を有すること。

ウ 総キャパシティ 1200 名以上の公共ホール・劇場における施設受付業務経験が 1 年以上ある業務員を 1 名以上配置すること。

(6) 業務内容（例）

ア 来館者の接遇

イ 催し物の案内

ウ 施設利用の案内

エ 電話応対・取次

オ 周辺施設の案内

カ 交通案内

キ 施設予約管理システムを利用した施設利用申し込み受付処理

ク 施設利用申し込み抽選業務

ケ 施設利用申し込み申請処理

コ 施設利用申し込み確定承認処理

サ 施設利用申し込み請求処理

シ 施設利用申し込み領収処理

ス 施設利用変更受付処理

セ 施設利用変更申請処理

ソ 施設利用変更確定承認処理

タ 施設利用変更請求処理

チ 施設利用変更領収処理

ツ 施設利用取消し受付処理

テ 施設利用取消し申請処理

ト 施設利用取消し確定承認処理

ナ 附属設備利用申し込み受付処理

ニ 附属設備利用申し込み申請処理

ヌ 消耗品代金受付処理

ネ 消耗品代金申請処理

ノ 施設予約管理・チケット管理・友の会会員管理システムの改善提案・補助

ハ チケット販売管理システムを利用したの自主・共催事業等のチケット販売登録処理

ヒ 自主・共催事業等チケット作成

フ 自主・共催事業等チケット販売促進補助

ヘ 自主・共催事業等精算処理

ホ 友の会会員管理システムを利用したの友の会会員処理

マ 友の会入会手続き処理

ミ 友の会会員管理

ム 自主・共催事業等チケットの販売（午前 10 時～午後 5 時）

メ 委託販売チケットの販売（午前 10 時～午後 5 時）

モ 自主・共催事業等チケットの電話予約受付

ヤ チケット購入者及び施設利用申込者の人員整理

ユ 障害者への対応

ヨ ポスター・チラシ等の管理及び整理

- ラ 日報の作成
- リ 売上金の精算
- ル 売上金・釣り銭、貸与物品、消耗品、遺失物及び拾得物等の管理
- レ その他施設受付業務に係る事務等（内容は協議のうえ決定する。）

(7) 人員配置

本件業務内容を十分に遂行できる人員とする。

## 2 施設管理業務

施設管理業務は、各貸出施設の管理、各貸出施設の利用指導を行うとともに、施設利用に先立って利用打ち合わせを行う。

(1) 業務場所

和光市民文化センター内各貸出施設

(2) 業務時間

原則午前9時～午後10時までの間の各施設の利用時間内

(3) 休務日

休館日

(4) 業務員の資格

業務員は、以下に掲げる要件を満たすものとする。

ア 舞台芸術一般について、知識を有すること。

イ 舞台設備・機構について、知識を有すること。

ウ 総キャパシティ1200名以上の公共ホール・劇場における施設管理業務経験が1年以上ある業務員を1名以上配置すること。

(5) 業務内容（例）

ア 施設利用者の入館時のチェック

イ 施設利用者の退館時のチェック

ウ 施設利用者への施設利用方法の説明

エ 各貸出施設内の巡回

オ 緊急時の避難誘導

カ 附属設備利用料金請求処理

キ 附属設備利用料金領収処理

ク 消耗品代金請求処理

ケ 消耗品代金領収処理

コ 物品販売手数料精算処理

サ 毀損届受理

シ 常設備品及び消耗品、鍵の管理

ス 遺失物及び拾得物等の管理

セ 施設利用打ち合わせ

ソ 施設利用打ち合わせ書類の作成

タ 禁止行為解除届作成指導

チ 催し物開催届作成指導

ツ その他施設管理に係る事務等（内容は協議のうえ決定する。）

(6) 人員配置

本件業務内容を十分に遂行できる人員とする。

## 3 イベントホールサービス業務

イベントホールサービス業務は和光市民文化センター主催・共催等事業において、ホールサービス業務を行う。

(1) 業務場所

和光市民文化センター大ホール並びに小ホール

(2) 業務日及び業務時間



各催し物の開催日時による

(3) 業務員の資格

業務員は、以下に掲げる要件を満たすものとする。

ア 舞台芸術一般について、知識を有すること。

イ キャパシティ1200名以上の公共ホール・劇場におけるホールサービス業務経験、場内アナウンス業務経験がある業務員を、各イベントごとに最低1名配置すること。

(4) 業務内容（例）

ア 来場者の案内・誘導

イ ホワイエ等の場内整理

ウ カゲマイクによる場内アナウンス

エ チケットのモギリ

オ 開場時並びに休憩時の場内巡回

カ 緊急時の避難誘導

キ 来場者の忘れ物等の確認

ク その他委託者より指示を受けた支援業務

(5) 人員配置

ア 業務人員

催し物の内容により決定するものとする。

イ 業務回数

指定管理者との協議による。

ウ 業務時間

催し物の内容により決定するものとする。

## 舞台装置保守点検業務

- 1 業務期間 4月1日～翌年3月31日の間 期間中 12回
- 2 就業人員 当該業務内容を満たす人員とする。
- 3 業務内容
  - (1) 舞台電動昇降装置、手動昇降装置の各種機能が常時完全に操作し得るよう誠意をもって実施するものとする。
  - (2) 保守点検の実施については、和光市民文化センターの業務に支障のないよう効率的にするため、予め計画をたて適正な要員（3名）を配置すること。この場合、事前に和光市民文化センターと協議しなければならない。
  - (3) 保守業務上必要な消耗品（グリス、オイル（ギヤー油を除く）、ウエス、ヒューズ、表示ランプ）の一切を負担するものとする。
  - (4) 舞台設備上不具合を生じた場合のオンコール費は関係者協議の上行うものとする。
  - (5) 作業内容は、次によるものとする。
    - ① 網元張り具合等の点検調整
    - ② ライト・バトン類ワイヤーの点検調整
    - ③ 緞帳・反射板等の電気設備点検（舞台袖操作盤を含む）
  - (6) 対象物件
    - (ア) 大ホール吊物装置  
プロセニウムライト  
プロセニウムライトタワー①②  
可動プロセニウム  
緞帳、引割緞帳、暗転幕、袖幕  
ボーダーライト①（一文字幕①共吊）～②  
サスペンションライト①～③  
バトン①～⑫  
天井反射板①②  
一文字幕②  
スクリーン枠  
スクリーンカーテン兼カットマスク  
引割幕  
水平ライト  
正面反射板  
バック幕  
水平幕  
側面反射板①②上下手
    - (イ) 大ホール迫り装置  
道具迫り  
落下防止板（A）（B）
    - (ウ) 小ホール吊物装置  
ライトバトン  
引割緞帳  
ボーダーライト（一文字幕①共吊）  
サスペンションライト  
一文字幕②  
水平ライト（一文字幕③共吊）  
バトン  
バック幕  
水平幕

## 舞台音響設備保守点検業務

- 1 業務期間 4月1日～翌年3月31日の間 期間中 2回
- 2 就業人員 当該業務内容を満たす人員とする。
- 3 業務内容
  - (1) 保守点検は、下記のとおり実施するものとする。
    - ① 音響調整卓及び電力増幅器
      - ・周波数特性の測定
      - ・歪率特性の測定
      - ・信号対雑音比の測定
      - ・入出力レベルチェック
      - ・動作確認、清掃及び外観上の点検
      - ・軽微な部品代を含む小修理
    - ② スピーカ
      - ・音楽及び音声再生による聴感チェック
      - ・軽微な部品代を含む小修理
    - ③ その他
      - ・各機器の機構の点検整備、動作確認、給油、清掃及び外観上の点検
      - ・軽微な部品代を含む小修理
  - (2) 点検作業完了後、報告書（2通）を作成し、速やかに提出するものとする。
  - (3) 不時の故障発生の場合、点検者は速やかに故障修理に対処する。なお、修理にあたって部品等の交換が必要な場合は、承認を得て行うものとする。
- 4 点検機器

### <大ホール>

| 番号 | 品 名          |
|----|--------------|
| 1  | 音響調整卓        |
| 2  | I/Oパッチ盤      |
| 3  | 出力制御架        |
| 4  | パワーアンプ架      |
| 5  | スピーカ         |
| 6  | エレベータマイク装置   |
| 7  | 吊マイク装置       |
| 8  | インカム装置       |
| 9  | ワイヤレスインカム装置  |
| 10 | ワイヤレスマイクロホン類 |
| 11 | 出力メーターパネル    |
| 12 | パソコン録音装置     |
| 13 | LAN設備用機器類    |
| 14 | ステージスピーカシステム |
| 15 | 移動型パワーアンプ架A  |
| 16 | 移動スピーカシステム   |
| 17 | 移動型パワーアンプ架B  |
| 18 | 機器収納ワゴン      |
| 19 | 移動型音源機器      |
| 20 | コンセント盤類      |

### <小ホール>

| 番号 | 品 名          |
|----|--------------|
| 1  | 音響調整卓        |
| 2  | ライン機器収納ワゴン   |
| 3  | I/Oパッチ盤架     |
| 4  | パワーアンプ架      |
| 5  | メスピーカ        |
| 6  | インカム装置       |
| 7  | ワイヤレスマイクロホン類 |
| 8  | 出力メーターパネル    |
| 9  | パソコン録音装置     |
| 10 | LAN設備用機器類    |
| 11 | 機器収納ワゴン      |
| 12 | コンセント盤類      |

### <大小ホール兼用機材>

| 番号 | 品 名      |
|----|----------|
| 1  | 移動用ラック機材 |
| 2  | その他移動用機材 |

## 舞台照明設備保守点検業務

- 1 業務期間 4月1日～翌年3月31日の間 期間中 2回
- 2 就業人員 当該業務内容を満たす人員とする。
- 3 対象物件
  - (1) 照明装置
  - (2) 調光装置
- 4 点検項目
  - 1、総合動作チェック
    - 1 各フェーダーの動作チェック
    - 2 各押釦スイッチの動作チェック及び表示灯の動作チェック
    - 3 フェーダーと調光ユニット及び負荷接続しての動作チェック
  - 2、各基板の動作チェック
    - 1 動作特性チェック
  - 3、調光ユニットの特性調整
    - 1 調光出力特性の調整
  - 4、直流電源動作チェック
    - 1 直流電源の出力電源チェック
  - 5、負荷回路の絶縁試験
    - 1 全負荷回路に絶縁チェックを行い、絶縁不良回路に対してはすみやかに修理を行う
  - 6、配電盤及び操作卓類の清掃
  - 7、各接続端子部分の締付け個所のチェック
    - 1 締付けが不良の個所に対しては、すみやかに締付ける。
  - 8、各種コンセント類の点検
    - 1 コンセントの不良に関してはすみやかに交換修理を行う。
- 5 報告書の提出  
点検項目に対して、各試験成績及び修理個所等を書類にて報告するものとする。
- 6 実施条件  
和光市民文化センターの業務に支障のないように事前協議を行い、期日を厳守するものとする。
- 7 交換部品の有償・無償条件
  - 1 完全に使用者による破損または不良となった部品に対しては、有償扱いとする。
  - 2 電氣的な故障においては内部部品に対しては、有償扱いとする。
  - 3 表示灯及び押釦スイッチのパイロットランプは消耗品扱いとし、有償とする。

## クセノンピンスポット保守点検業務

1 業務期間 4月1日から翌年3月31日まで 年1回

### 2 業務内容

|        |            |      |      |    |
|--------|------------|------|------|----|
| (1) 物件 | クセノンピンスポット | 大ホール | 2KW  | 4台 |
|        |            | 小ホール | 700W | 1台 |

#### (2) 点検項目

##### ① 灯体

- 1 クセノンランプの点検、清掃
- 2 ランプ調整機構
- 3 ミラーの点検、清掃、調整
- 4 熱線反射フィルターの点検、清掃
- 5 各レンズの点検、清掃
- 6 ズーム機構の点検、動作調整
- 7 シャッター、カッターの点検
- 8 各スイッチ、パイロットランプの点検
- 9 アーク安定用磁石、同軸コイルの点検調整
- 10 フロアーの点検
- 11 端子盤等のビスの締め直し、内部配線の点検
- 12 スターターの各部品の点検及び作動点検
- 13 カラーチェンジャーの点検動作テスト
- 14 点灯、投光テスト、調整

##### ② スタンド

- 1 上下左右の首振機構の点検、調整
- 2 キャスター、スタンド固定ネジの点検
- 3 コード引込み口、端子盤の点検、ネジ締め直し

##### ③ 整流器

- 1 各電器部品の点検（スイッチ、リレー）
- 2 各電器部品の点検（トランス、コンデンサ類）
- 3 その他電気部品の点検、動作テスト
- 4 各端子盤接続部の締め直し

### 3 報告書の提出

点検項目に対して、各試験成績及び修理箇所等を書類にて報告するものとする。

### 4 実施条件

和光市民文化センターの業務に支障のないように事前協議を行い、期日を厳守するものとする。

### 7 交換部品の有償・無償条件

- 1 完全に使用者による破損または不良となった部品に対しては、有償扱いとする。
- 2 電氣的な故障においては内部部品に対しては、有償扱いとする。
- 3 表示灯及び押釦スイッチのパイロットランプは消耗品扱いとし、有償とする。

## 自動制御機器保守点検業務

- 1 業務期間 4月1日から翌年3月31日まで
- 2 業務日程 年1回とし、委託者の定める日に点検を行うものとする。
- 3 点検内容
  - ① 定期保守点検  
点検作業は点検計画及び保守点検作業内容書（総合点検）に基づき実施するものとする。
  - ② 緊急保守点検  
対象装置に異常が発生したことの連絡を受けたときは、技術員を派遣し、迅速に修理するものとする。
- 4 報告書 業務の実施ごとに業務実施報告書を提出するものとする。
- 5 負担区分
  - ① 本業務に必要な工具類については、受託者の負担とする。
  - ② 電気、用水等は、委託者の負担とする。
  - ③ 軽微な修理については、受託者の負担とし、その他については委託者、受託者協議により定めるものとする。
- 6 対象装置
  - ① 熱源廻り制御
  - ② 冷却塔廻り制御
  - ③ 熱源廻り監視
  - ④ 熱交換器廻り制御
  - ⑤ 水槽廻り制御
  - ⑥ 蒸気ボイラー廻り制御
  - ⑦ 空調機制御 A
  - ⑧ 空調機制御 B
  - ⑨ 空調機制御 C
  - ⑩ 空調機制御 D
  - ⑪ ファン発停制御
  - ⑫ ホール客室系統風量調節制御
  - ⑬ 電気室床置きパッケージ漏水監視
  - ⑭ 計測
  - ⑮ 空調機制御 E
  - ⑯ 自動制御盤（補助機器）

## 昇降機保守点検および定期検査業務

- 1 業務期間 4月1日から翌年3月31日まで
- 2 業務日程 年12回とし、委託者の定める日に点検を行うものとする。
- 3 報告書 保守点検業務実施後、速やかに保守点検報告書を提出するものとする。
- 4 業務内容
  - (1) 対象物件  
油圧式荷物用エレベーター（HFU-3000-3S30,3stops） 1台
  - (2) 作業内容
    - ① 定期点検
    - ② 整備
    - ③ 常時遠隔監視
    - ④ 法定検査
    - ⑤ 故障対応
  - (3) 作業対象
    - ① 機械室
    - ② かご
    - ③ かご上
    - ④ 乗場
    - ⑤ 昇降路・ピット
- 5 その他  
受託者は、修繕の必要と判定した場合は機器を構成する部品の修理又は取り替えをするものとする。

## オーケストラピット可動床システム保守点検業務

- 1 業務期間 4月1日から翌年3月31日まで
- 2 業務日程 年1回委託者の定める日に保守点検を行う。但し、保守点検の時期及び回数以外に破損等により委託者より連絡のあった場合は直ちに係員を派遣し適正な措置をとるものとする。
- 3 報告書 保守点検業務実施後、速やかに保守点検報告書を提出するものとする。
- 4 保守点検項目は、下記による。（ ）内は作業範囲。
  - (1) 可動床天板
    - ① 外観検査（目視判定）
    - ② 表面材の損傷の有無（目視判定）
    - ③ フレームの変形・損傷の有無（目視判定）
    - ④ フレームの錆の有無（目視判定、塗装補修）
    - ⑤ 締結ねじの緩みおよび脱落の有無（目視判定、打ち直し）
    - ⑥ Tナット検査（目視およびねじ込み）
  - (2) 可動床脚部
    - ① 外観検査（目視判定）
    - ② グライド検査（点検、破損品交換）
    - ③ 溶接部分損傷の有無（目視判定）
    - ④ 異音発生の有無（点検調整）
    - ⑤ 発錆の有無（塗装補修）
    - ⑥ 回転部分点検（調整および注油）
  - (3) アンダーフレーム
    - ① 外観検査（目視検査）
    - ② 損傷の有無（塗装補修）
    - ③ 締結ボルト点検（打音検査、増締め）
    - ④ ジャッキベース点検（レベル検査、調整）



## 消防用設備等点検業務

- 1 業務期間 4月1日から翌年3月31日まで
- 2 業務内容 消防法施行規則第31条の4に定める点検業務
- 3 業務日程 年2回（総合点検1回、外観及び機能点検1回）とし、委託者の定める日に点検を行うものとする。

### 4 業務内容

#### (1) 外観・機能点検

|                      |    |
|----------------------|----|
| スプリンクラー設備            | 1式 |
| 屋内消火栓設備              | 1式 |
| 自動火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備 | 1式 |
| 非常警報（放送）設備           | 1式 |
| 防火扉及び排煙設備            | 1式 |
| 自家発電設備               | 1式 |
| 蓄電池設備                | 1式 |
| 誘導灯設備                | 1式 |
| 消火器具                 | 1式 |

#### (2) 外観・機能・総合点検

|                      |    |
|----------------------|----|
| スプリンクラー設備            | 1式 |
| 屋内消火栓設備              | 1式 |
| 自動火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備 | 1式 |
| 非常警報（放送）設備           | 1式 |
| 防火扉及び排煙設備            | 1式 |
| 自家発電設備               | 1式 |
| 蓄電池設備                | 1式 |
| 誘導灯設備                | 1式 |
| 消火器具                 | 1式 |

- 5 報告書 保守点検業務実施後、速やかに保守点検報告書を提出するものとする。

## 排煙窓保守点検業務

- 1 業務期間 4月1日から翌年3月31日まで
- 2 業務日程 年2回とし、委託者の定める日に点検を行うものとする。
- 3 業務内容 火災受信機連動式と手動式排煙設備の外観点検及び機能点検
- 5 報告書 保守点検業務実施後、速やかに保守点検報告書を提出するものとする。

## 衛生陶器維持管理業務

- 1 業務期間 4月1日～翌年3月31日の間 期間中 6回
- 2 就業人員 当仕様書の業務内容を満たす人員とする。
- 3 業務内容
  - (1) 保守点検
    - ① 便器排水管のスケールの予防及び悪臭を防止するため、各便器洗浄管にサニタイザーMK7（以下「サニタイザー」という。）及びエアーフレッシュナーを設置するものとする。
    - ② サニタイザー、エアーフレッシュナー内の芳香剤、消毒殺菌剤及び洗浄剤の取替えは定期的に行い（年6回）便器の機能を正常に維持するよう行うものとする。
- 4 故障時の処置
  - ① サニタイザー、エアーフレッシュナーが故障したときは、すみやかに修理又は取替えるものとする。
  - ② 水漏れを生じたときは、すみやかに技術員を派遣し、正常な状態に復元するものとする。
  - ③ 詰りが発生した場合は、原因を調査し報告する。体毛等の異物が原因の場合は、協議の上、有償にて知書するものとする。
- 5 負担区分
  - ① 本業務に要するサニタイザー、パッキン及び消耗品は、すべて受託者の負担とする。
- 6 業務実施報告書
 

業務実施日時に、保守点検作業報告書を監督員に提出すること。

### 7 設置場所等

| 階  | 名称           | サニタイザーMK7 |       |      |     | エアーフレッシュナー |       |        |
|----|--------------|-----------|-------|------|-----|------------|-------|--------|
|    |              | 男子小便器     | 男子大便器 | 女子便器 | 多目的 | 男子トイレ      | 女子トイレ | 多目的トイレ |
| 2  | 大ホール         | 8         | 2     | 8    |     | 2          | 2     |        |
| 2  | 小ホール<br>会議室  |           |       |      |     | 1          | 1     |        |
| 2  | 小ホール         | 1         | 1     | 1    |     | 2          | 2     | 1      |
| 1  | 大ホール         | 14        | 4     | 14   | 1   | 3          | 3     | 1      |
| 1  | 小ホール         | 7         | 2     | 7    | 1   |            |       |        |
| 1  | 小ホール<br>楽屋前  | 1         | 1     | 1    |     | 1          | 1     |        |
| 1  | 展示ホール        | 2         | 2     | 2    | 1   | 1          | 1     | 1      |
| B1 | 小ホール楽屋前      | 1         | 1     | 1    |     | 1          | 1     |        |
| B1 | 小ホール<br>楽屋1内 |           |       |      | 1   |            |       |        |
| B1 | 小ホール<br>楽屋2内 |           |       |      | 1   |            |       |        |
| B2 | 小ホール<br>楽屋前  | 2         | 1     | 2    |     | 1          | 1     |        |
| 小計 |              | 36        | 14    | 36   | 5   |            |       |        |
| 合計 |              | 91        |       |      |     | 27         |       |        |

## 和光市民文化センター窓ガラス清掃業務

- 1 業務期間        4月1日から翌年3月31日まで
- 2 ガラス面積     1, 219㎡
- 3 業務内容及び実施回数  
      年6回（実施日時については、委託者の定める日とする。）とし、適正洗剤を用いて汚れ等を除去し、ウインドスクイジーにて仕上げる。また、レールサッシ等もウエスにて仕上げ、床も汚さないように養生をすること。
- 4 負担区分        清掃業務に使用する清掃用具、消耗品類また作業員の被服等に要する経費、その他の業務遂行に付帯する費用は、受託者の負担とする。

## ピアノ保守点検業務

- 1 業務期間 4月1日から翌年3月31日まで
- 2 業務実施回数及び期間  
年間2回（但し、期日は委託者の定める日とする。）
- 3 点検対象物 ベーゼンドルファーグランドピアノ 1台 モデル 290 42,781
- 4 業務内容
  - (1) 鍵盤調整
  - (2) 弦合わせ
  - (3) ウィペン合わせ
  - (4) キーの高さ調整
  - (5) ジャック前後の調整
  - (6) ジャック上下の調整
  - (7) 打弦距離調整
  - (8) ハンマーの接近調整
  - (9) キーの深さ調整
  - (10) ハンマードロップの調整
  - (11) バックチェックの調整
  - (12) レペティションスプリングの調整
  - (13) ダンパー調整
  - (14) ペダル調整
  - (15) 調律
  - (16) 整音
- 5 報告書 点検実施後、速やかに報告書を提出するものとする。

## ピアノ保守点検業務

- |   |            |                                                                                                                                                                                                                                                          |       |        |    |
|---|------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|--------|----|
| 1 | 業務期間       | 4月1日から翌年3月31日まで                                                                                                                                                                                                                                          |       |        |    |
| 2 | 業務実施回数及び期間 | 年間1回（但し、期日は委託者の定める日とする。）                                                                                                                                                                                                                                 |       |        |    |
| 3 | 点検対象物      | スタインウェイグランドピアノ                                                                                                                                                                                                                                           | モデルD型 | 523310 | 1台 |
|   |            |                                                                                                                                                                                                                                                          |       | 523345 | 1台 |
| 4 | 業務内容       | (1) 鍵盤調整<br>(2) 鍵盤の高さ調整<br>(3) 弦合わせ<br>(4) ウィペン合わせ<br>(5) 打弦距離調整<br>(6) ジャック前後の調整<br>(7) ジャック上下の調整<br>(8) ハンマー接近量の調整<br>(9) 鍵盤の深さの調整<br>(10) ハンマードロップ量の調整<br>(11) バックチェックの調整<br>(12) レペティションスプリングの調整<br>(13) ダンパー調整<br>(14) ペダルの調整<br>(15) 調律<br>(16) 整音 |       |        |    |
| 5 | 報告書        | 点検実施後、速やかに報告書を提出するものとする。                                                                                                                                                                                                                                 |       |        |    |

## ピアノ保守点検業務

- 1 業務期間 4月1日から翌年3月31日まで
- 2 業務実施回数及び期間  
年間1回（但し、期日は委託者の定める日とする。）
- 3 点検対象物 ヤマハグランドピアノ C F III 1台  
C 3 1台
- 4 業務内容
  - (1) 鍵盤調整
  - (2) 弦合わせ
  - (3) ウィペン合わせ
  - (4) キーの高さ調整
  - (5) ジャック前後の調整
  - (6) ジャック上下の調整
  - (7) 打弦距離調整
  - (8) ハンマーの接近調整
  - (9) キーの深さ調整
  - (10) ハンマードロップの調整
  - (11) バックチェックの調整
  - (12) レペティションスプリングの調整
  - (13) ダンパー調整
  - (14) ペダル調整
  - (15) 調律
  - (16) 整音
- 5 報告書 点検実施後、速やかに報告書を提出するものとする。

## 害虫駆除及び殺菌消毒業務

1 業務期間 4月1日から翌年3月31日まで

2 業務内容

(1) 施工実施場所

対象施設館内全域（大ホール、小ホール、楽屋、トイレ、給湯室、売店、各自動販売機周辺等）

(2) 業務日程

年間2回（実施日時については、担当者と調整の上決定する。）

(3) 各処理の内容

①プレート処理：害虫の生息しやすい場所又はポイントに粘着板を設置し捕獲・調査を行う。

②塗布処理：害虫の生息が確認された場合、ポイントに塗布を行う。

③殺菌処理：床面を中心にミスト処理を行う。

(4) 使用薬剤

① 使用薬剤は、関係法令に適合し、かつ内分泌かく乱物質（環境ホルモン）を含まないもの。

② 使用薬剤は、害虫発生が確認された場所に限局して使用し、拡大防止のために極力最小限に止めること。

(5) 作業報告書

作業実施後、速やかに作業報告書を提出するものとする。

3 その他

(1) 業務の特殊性により、法令に定める資格を有する者でなければ携わることができないものについては、当該資格者に従事させること。

(2) 害虫の異常発生等緊急の場合は、施設管理者の指示に従い、速やかにかつ適切に処理するものとする。また、必要に応じて再発防止のための助言を行うこと。

(3) 作業実施後、駆除効果が上がらない場合は再度作業を実施する。



## 一般廃棄物収集処理業務

1 業務期間 4月1日～翌年3月31日

2 業務内容

(1) 搬送先 和光市清掃センター

(2) 収集回数

① 可燃物収集（紙等含む。） 週3回

② 不燃物収集（空瓶・空缶含む。） 週1回

③ ペットボトル・プラスチック収集 週1回

※ 1ヶ月あたり予定排出量

① 可燃物 300kg

② 不燃物 30kg

③ ペットボトル・プラスチック 30kg